

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	廃棄物運搬車両の運転手からマニフェストの提示を受け（該当車両のみ）、内容物に違いがないか目視確認する。（詳細は次頁維持管理計画書のとおり）		
	施設作業時の維持管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の点検を行い、異常が認められた場合は、直ちに修復を行う。 ・ 浸透水、地下水の水質検査を定期的実施し、水質の悪化が認められた場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。 ・ 異常があった時は、厚真町と胆振支庁等関係機関に連絡する。（詳細は、次頁以降の維持管理計画書のとおり） 		
	施設整備・点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検：堰堤、防災調整池等（詳細は次頁以降の維持管理計画書のとおり） ・ 定期点検：浸透水、地下水等（点検箇所、点検内容、点検方法及び頻度は維持管理計画書のとおり） 		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検、定期点検の結果及び措置を記録保存する。 ・ 埋立てられた産業廃棄物の種類及び数量を記録保存する。 ・ 水質（浸透水、地下水）の測定結果を記録保存する。 ・ 上記において作成したファイルは事務所内（既設）に閲覧場所を設け保管する。（閲覧時間は午前9時から午後3時までとする。）保管の期間は処分場の廃止までとする。 <p style="margin-left: 20px;">保管場所：厚真町字幌里 460 番地 4（事務所）</p>			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん (g/Nm ³)	/	/	/
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)	/	/	
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)	/	/	
	塩化水素 (mg/Nm ³)	/	/	
	ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ)	/	/	
放流水の水質	pH	/	/	/
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	/	/	
	化学的酸素要求量 (mg/l)	/	/	
	浮遊物質量 (mg/l)	/	/	
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/l)	/	/	
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/l)	/	/	

維持管理計画

当該施設の使用にあたっては、管理責任者が安全面・衛生面等に細心の注意をはらい、整理整頓を旨として、衛生的かつ安全な維持管理を徹底する。

維持管理は、「産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」を遵守する。

1. 受入要領及び搬入管理

安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着していることを防止するため、廃棄物の受入について、下記の手順通りに検査等を行う。また、同手順のフロー図を図 5-1 に示す。

1) 受付にて廃棄物運搬車両の運転手からマニフェストの提示を受け（該当車両のみ）内容物に違いがないか目視確認後（廃プラ、ゴムくずの大きさがおおむね 15cm 以下の確認も含む。ただし、石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）トラックスケールで計量する。目視確認は車両荷台のシート等遮蔽物を取り除き、スコップ等を用いて内部の確認を行う。

目視確認の結果、マニフェストと相違（安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着している場合を含み、廃プラ、ゴムくずの大きさがおおむね 15cm 以上の場合を含む。ただし、石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）がある場合は受取を拒否し、持ち帰らせる。

2) 受付の目視確認が合格した車両は展開検査場へ誘導し、荷降ろし前に再度安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着していないか確認後（廃プラ、ゴムくずの大きさがおおむね 15cm 以上の場合（石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）を含む。）、展開検査場に荷降ろしさせる。荷降ろしの際は 1 回に全部降ろさず（ダンピング途中で数回止める、一部手作業等で降ろす等）数回に分けて降ろさせる。

安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着している場合（廃プラ、ゴムくずの大きさがおおむね 15cm 以上の場合（石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）を含む。）は荷降ろしさせず、そのまま持ち帰らせる。また、展開検査場での検査は搬入車両毎に行い、全ての検査が終了するまで次の搬入車両の検査については行わず、展開検査場手前で待機させる。

3) 荷卸後、荷台内部の確認を行うとともに、廃棄物を重機または人力等適切な方法にて展開検査場に広げて安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着していないか確認する。（廃プラ、ゴムくずの大きさがおおむね 15cm 以上の場合（石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）を含む。）

4) 展開検査の結果、安定型産業廃棄物のみでありマニフェストと適合している場合は重機にて搬入車に積込み埋立地内へ誘導する。

一方、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着していた場合（廃プラ、ゴムくずの大きさがおおむね 15cm 以上の場合（石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）を含む。）は受取りを拒否して持ち帰らせる。

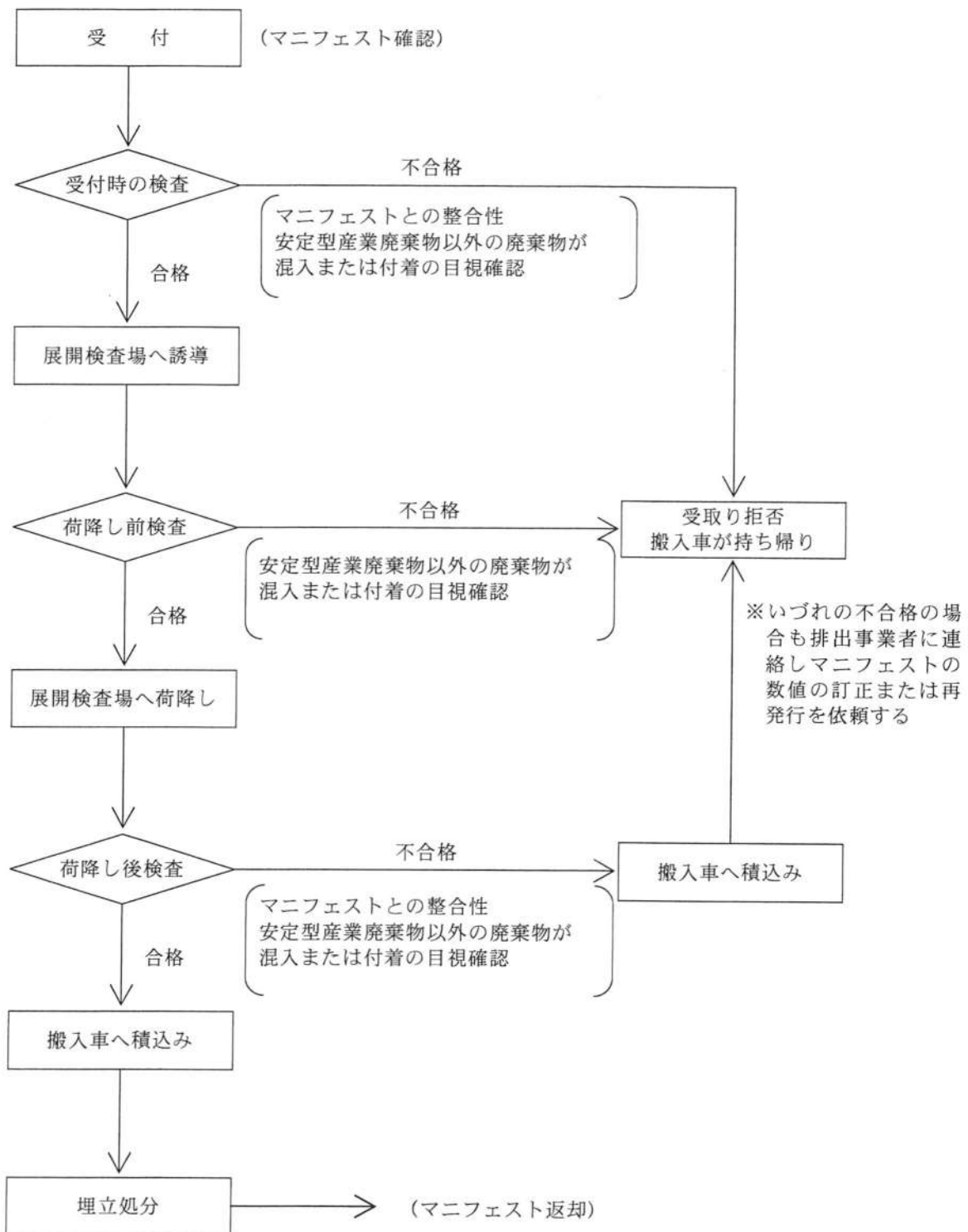
いずれの場合も、展開検査票の該当欄に記載して記入者が書名・捺印を行う。当社にて保管する。特に、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着していた場合（廃プラ、ゴムくずの大きさがおおむね 15cm 以上の場合（石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）を含む。）は写真撮影を行い、展開検査記録票に添付する。

5) 上記受入れ検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着していた場合、受取を拒否し持ち帰らせるとともに、排出事業者に連絡し、マニフェスト伝票の数値の訂正を行うか、新たに再発行してもらった後、再度受入れ検査を行う。

一方、廃プラ、ゴムくずの大きさがおおむね 15cm 以上の場合（石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）は、受取を拒否し持ち帰らせるとともに、おおむね 15cm 以下にしてから搬入するか排除してから搬入するよう排出事業者に連絡し、マニフェスト伝票の数値の訂正を行うか、新たに再発行してもらった後、再度受入れ検査を行う。

6) 埋立地内では埋立箇所までコーン等目印をおいて誘導し、むやみに荷降ろしさせない。

7) 埋立られた産業廃棄物の種類及び数量の維持管理に当たって行った点検、検査、その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。また、石綿含有産業廃棄物の場合は上記の他、埋立場所を示した図面を作成し、永久に保存する。



※いづれの検査の場合も廃プラスチック類およびゴムくずは概ね 15cm 以下であることを確認する。

図 5-1 廃棄物搬入時のフロー

展 開 検 査 記 録 票

マニフェスト番号

記 録 項 目	内 容				
搬 入 年 月 日	年 月 日 時 分				
排 出 者 名					
車 両 番 号					
運 転 者 名					
廃 棄 物 の 種 類	廃プラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	がれき類
廃 棄 物 の 量	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
安 定 型 産 業 廃 棄 物 以 外 の 廃 棄 物					
	種 類	木くず	紙くず	繊維くず	
	数 量	kg・l	kg・l	kg・l	kg・l
	措 置 方 法				
記 入 者 名					

写 真

2. 埋立管理

- 1) 埋立場所等の移動に伴う取付道路の整備及び搬入車両の誘導ならびに提示を徹底する。
- 2) 廃プラ、ゴムくずはおおむね 15cm 以下のもののみ受け入れ（石綿含有産業廃棄物の場合は除く。）、埋立を行う。
- 3) 層状埋立を遵守し、十分な転圧を行う。石綿含有産業廃棄物の場合は覆土後転圧とする。
- 4) 石綿含有産業廃棄物を受入れた場合は即日覆土を行う。
- 5) 石綿含有廃棄物は一定の場所であつ、分散しないように埋立を行う。（P5-12-1 参照）
- 6) フィルム状の廃プラスチック類等飛散しやすい廃棄物は強風時には埋立を行わないほか、埋立する場合は、土砂もしくはガレキ類（同時に搬入された場合）で速やかに覆う。
- 7) 嵩上げ堰堤（小築堤）が廃棄物層の圧縮による沈下防止措置として、廃棄物を十分締固めるとともに、堰堤の直下についてはガレキ類を主体に埋立し、廃プラスチック類は厚く埋立てず薄層に埋立をおこなうこと及び、できるだけ埋立地中心部へ埋立する。なお、万が一がれき類が少なく、廃プラスチック類が多い場合には廃プラスチック類の受入制限を行なう、適宜覆土を増やす自社中間処理施設（破碎施設）からの再生骨材で埋立てる等の措置を行います。
- 8) 埋立用としてブルドーザー等を常備して、能率良く安全に埋立を行う。
- 9) 廃棄物の飛散防止のため、必要に応じて即日覆土または散水を行う。また、火災を防止のため、必要に応じて即日覆土を行い、初期消火用に消火器を事務所内に 1 本設置する。（散水のための散水装置規格は P5-12-2 に添付。また、水源は本社水道水とし、給水は水量を見ながら受入前もしくは受入終了後に行なう。）
- 1 0) 処分場外に悪臭が発散しないように必要に応じて即日覆土の実施または、消臭剤を散布する。
- 1 1) ねずみの生息及び害虫の発生を防ぐため必要に応じて即日覆土の実施または、殺虫剤を散布する。
- 1 2) 嵩上げ堰堤（小築堤）は、当初堰堤天端付近まで廃棄物が埋立終了し中間覆土 t=50cm 終了後、第 1 段目の工事を行う。工事完了後、胆振支庁から使用前検査を受け、適合通知確認後埋立を行う。したがって、中間覆土終了後～使用前検査～適合通知の間は廃棄物の受入・埋立を中止する。

以降、嵩上げ堰堤（小築堤）2段目～4段目同様の手順を繰り返す。

以下に埋立標準断面を示す。

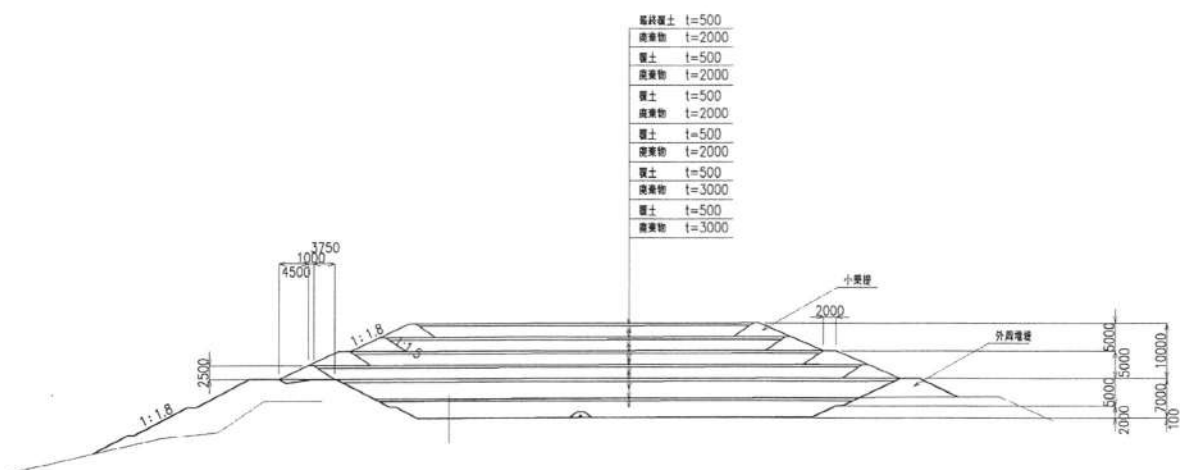


図 5-2 埋立標準断面図

- 1 3) 廃棄物運搬車両が車体やタイヤ等に土砂やごみを付着させたまま公道に出るのを防ぐために、埋立地を退出する直前に付着の有無を目視で確認し、付着している場合は取り除く。（手作業もしくは散水車に装備した散水器での水洗い）

3. 水質の管理

下記水質検査の結果、水質の悪化または基準値を超過した際には、胆振支庁環境生活課に連絡する。

1) 地下水の水質の管理

- (1) 最終処分場の周縁の4ヶ所の地下水観測井戸から採取した地下水の水質検査を次により行う。（地下水等検査項目・頻度については表5-1にまとめた。）

イ. 埋立開始前に地下水等検査項目プラス硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素（以下、「新地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩素イオン濃度を測定・記録する。

ロ. 埋立開始後、新地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。

ハ. 埋立開始後、電気伝導率及び塩素イオン濃度を1ヶ月に1回測定・記録する。

ニ. 電気伝導率又は塩素イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに新地下水等検査項目についても測定・記録する。

ホ. 新地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、産

業廃棄物の搬入を中止し、その原因の調査、その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、胆振支庁環境生活課へ連絡する。